

令和2年7月豪雨で被害を受けた建築物等の建築確認等 手数料の減免措置について

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和2年7月豪雨で被害を受けた建築物所有者等の経済的負担を軽減するため、建築基準法の各種申請手数料について、減免措置（全額免除）を行います。

1 全額免除する手数料一覧

	手数料名称	手数料額	全額免除の要件 (A被害区分)※
建築確認・ 検査手 数料	建築物の確認申請・変更確認申請	7,000~531,000円	罹災証明書で 「一部損壊」 以上
	建築物の完了検査	14,000~455,000円	
	建築物の完了検査（中間検査を受けたもの）	13,000~445,000円	
	建築物の中間検査	13,000~407,000円	
	建築設備の確認申請	11,000円	
	建築設備の変更確認申請	7,000円	
	建築設備の完了検査	16,000円	
	工作物の確認申請	11,000円	被災証明書等で 被災した事実が 確認できること
	工作物の変更確認申請	6,000円	
	工作物の完了検査	12,000円	
許可・ 認定手 数料	仮使用の認定【7条の6】	120,000円	罹災証明書で 「一部損壊」 以上
	敷地と接道との関係の建築認定【43条2項1号】	27,000円	
	敷地と接道との関係の建築許可【43条2項2号】	33,000円	
	用途地域等の建築許可【48条関係】	180,000円他	
	特殊建築物（産廃施設等）の敷地許可【51条】	160,000円	
	建築物の高さの許可【55条3項】	160,000円	
	日影による建築物高さの特例許可【56条の2】	160,000円	
仮設建築物の許可【85条関係】	120,000円他		

※市町村により証明書の発行形式が異なる場合はご相談ください。

2 全額免除の要件

B対象者	①罹災証明書・被災証明書の発行を受けた本人（法人等を含む。）であること。 ②住宅にあっては、本人と同居する者であること。	罹災証明書等の写しを添付してください。
C用途・規模	①被災した建築物等と同じ用途であること。 （附属する車庫や倉庫等も含む。） ②被災した建築物等と同規模程度であること。	必要に応じて被災した建築物の図面等を添付してください。

3 その他

被災した建築物を別の土地に建替えする場合や、被災した建築物に代わる仮設建築物を建築する場合も上記手数料の免除対象となります。（個別にご相談ください。）

4 免除期間

災害発生日から2年間